

測量機種登録事務処理要領（抜粋）

企画部

測 量 機 種 登 録 事 務 処 理 要 領

平成13年3月29日 国地企指第232号

令和3年1月4日 国地企技第82号

最終改正 令和7年4月21日 国地企技第1号

附 則

- 1 この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 測量機種登録事務処理要領（平成 5 年 3 月 19 日国地企指発第 114 号）は廃止する。

附 則

この改正要領は、平成 16 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 20 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和 7 年 4 月 21 日から施行する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要領は、測量法（昭和24年法律第188号）第4条に規定する基本測量に使用する測量機器について、測量機器性能基準（平成13年国地達第28号）（以下「性能基準」という。）に基づく、性能別分類による級別判定（以下「級別判定」という。）及び測量機種登録（以下「機種登録」という。）に係わる事務処理を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

(登録対象機器)

第2条 この要領に定める級別判定及び機種登録の対象機器は、性能基準第2条に掲げた測量機器で、測量機器性能検定要領（平成13年国地達第29号）（以下「検定要領」という。）に基づき検定が行われたものとする。

第2章 測量機種登録

(登録申請の受理)

第3条 国土地理院企画部長（以下「企画部長」という。）は、測量機種登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）から、次の各号に掲げる書類を添付した測量機種登録申請書（以下「登録申請書」という。）を、様式第1により提出を受けるものとする。

- 一 申請者又は検定機関（「測量機器及び測量成果の検定機関に関する基準及び登録要領」（平成13年国地達18号）に基づき測量機器の検定機関として登録された機関を言う。以下同じ。）が、検定要領に定める方法にしたがって検定を行い、作成した測量機器級別検定書（様式第2）
 - 二 前号の検定において使用した資料一式（器械定数等の証明書を含む）
 - 三 測量機器の仕様書、外観図面及びカタログ、性能概要（別表）
- 2 前項に係わらず、登録を受けようとする測量機器が、自社で開発・生産しない相手先企業による製品（以下「OEM製品」という。）で測量機種登録台帳に登録済みの機種と同一の場合は、様式第3の登録申請書により提出を受けるものとする。なお、添付する書類は前項第三号によるが、性能概要は登録済み機種及び登録を受けようとする機種について提出するものとする。
- 3 企画部長は、特に必要と判断した場合には、申請者の了解を得た上で、登録する測量機器現品の持込みを求めることができる。

(登録の通知等)

第7条 企画部長は、前条により登録台帳に機種登録を行ったときは、測量機種登録通知書により、申請者に通知する。（様式第7-1）

- 2 企画部長は、第4条の審査の結果、不適合と判断したときは、その理由を付して申請者に通知する。（様式第7-2）

第3章 登録の変更等

(登録の変更)

第8条 企画部長は、機種登録済みの測量機器について、登録事項の変更が必要な場合には、当該測量機器の登録を受けた者（以下「登録者」という。）より、次の各号に掲げる書類を添付した、測量機種変更登録申請書（以下「変更申請書」という。）を、様式第8により提出を受けるものとする。

- 一 測量機器の一部または全部に改良を加えた場合（ファームウェアの更新も含める。以下次号において同じ。）又は検定要領第24条(3)に定める解析ソフトウェア（以下「解析ソフトウェア」という。）を修正した場合で、測定精度に影響を及ぼすと認められるものは、第3条第1項第一号から第三号までの資料
 - 二 測量機器の解析ソフトウェアのみを修正した場合で、測定精度に影響を及ぼさないと認められるものは、解析ソフトウェアの正常稼動が確認できることを示す、第3条第1項第二号に準じた資料。ただし、帳票類のレイアウト等の調整やユーザーインターフェースの変更などは登録の変更の対象としない。
 - 三 測量機器の一部に改良を行った場合で、測定精度に影響を及ぼさないと認められるもの（外觀の変更、通信装置の追加又は排除など）は、第3条第1項第三号の資料
 - 四 解析ソフトウェアを、他社製の機種登録済みの解析ソフトウェアに変更又はこれを追加する場合は、使用する他社製の解析ソフトウェアが登録された際の測量機種登録通知書の写しと、他社製の解析ソフトウェアと申請対象の解析ソフトウェアが同一のものであることを証明する資料
- 2 機種登録済みの測量機器又は解析ソフトウェアの精度・仕様に直接係わらない事務的な変更（申請者名などの変更）は、変更申請書のみの提出を受けることで足りるものとする。
- 3 企画部長は、前2項により申請書の提出を受けた際に、（中略）登録台帳の内容を変更し、測量機種変更登録通知書により、登録者に通知する。（様式第9）ただし、第1項第二号及び第2項の申請については、測量機種変更登録通知書による登録者への通知は省略する。

(登録の取消し)

第9条 企画部長は、性能基準を満たさないことが判明した機種登録済み測量機器及び解析ソフトウェア、並びに登録者から取消しの届出を受けた場合は登録を取り消すことができる。

- 2 登録者は、修理部品の調達が不可能になる、解析ソフトウェアがOSに対応できなくなるなど、測量機器又は解析ソフトウェアを正常に運用できなくなる場合は、様式第8により登録の取消しを届出るよう努めなければならない。
- 3 企画部長は、基本測定の作業規程の改正等により測量機器又は解析ソフトウェアの変更が必要となる場合において、登録者がこれに対応しない場合は登録を取り消すことができる。
- 4 企画部長は、前3項により登録を取り消した場合は、測量機種登録取消通知書により、登録者に通知する。（様式第10）

別 表

セオドライト

性 能 概 要									
望遠鏡			目盛盤					気泡	
有効 口径 (mm)	倍率	最短 視距離 (m)	直径		最小目盛値		読取 方法	公称感度	
			H (mm)	V (mm)	H (秒)	V (秒)		プレート (秒)	高度 (秒)

測距儀

性能概要				
測距範囲	精 度	最小読取值(m)	変調周波数安定度	周波数値定値 (Hz)

トータルステーション

性能概要															
測距部性能概要					測角部性能概要										
測 距 範囲	精度	最小 読 取 値 (mm)	変 調 周 波 数 安 定 度	周 波 数 規 定 値 (Hz)	望遠鏡			目盛盤						気泡	
					有 効 口 径 (mm)	倍 率	最 短 視 距 離 (m)	直径		最小目盛値		読 取 方法	公称感度		
								H (mm)	V (mm)	H (秒)	V (秒)		プレ ー ト (秒)	高度 (秒)	

レベル

性能概要					
望遠鏡			読取装置	水準器	
有効 口径 (mm)	倍率	最短 視距離		公称感度	
				主 気泡管 (秒)	円形 気泡管 (分)

水準標尺

性能概要							
目 盛				外 枠	全長 (m)	付属 気泡管 感度 (分)	折畳
目盛盤	目盛 (mm)	目盛盤 張力 (kg)	目盛 精度 (μ / 1 n)				

水準用電卓

性能概要			
使用目的	記憶容量	プログラム および バージョン No	出 力

G N S S 測 量 機

性能概要				
測位形式	受信帯域数 (周波)	精度	有効解析値	解析ソフト名 および バージョン No

様式第 1

年 月 日

国土交通省 国土地理院

企 画 部 長 殿

申 請 者 住 所

会 社 名

代表者名

測 量 機 種 登 録 申 請 書

下記の測量機器について、「測量機種登録台帳」に登録されるよう、必要書類を添えて申請します。

記

1. 申請機種名

2. 申請級別性能分類

3. 特記事項

様式第2

測 量 機 器 級 別 検 定 書

番 号
年 月 日

依 頼 者 殿

検 定 者

下記の について、国土地理院測量機器性能基準及び測量機器性能検定要領に基づき検定した結果は、以下のとおりです。

記

1. 機種名

2. 製造会社名

3. 級別性能分類

4. 検定に使用した資料 別冊のとおり

5. 検定結果

様式第 3

年 月 日

国土交通省 国土地理院
企 画 部 長 殿

申 請 者 住 所
会 社 名
代表者名

測 量 機 種 登 録 申 請 書

下記の測量機器について、「測量機種登録台帳」に登録されるよう、必要書類を添えて申請します。

記

1. 申請機種名
2. 登録級別性能分類
3. 登録番号及び登録年月日
4. 製造会社名
5. 特記事項

申 請 者 殿

国土交通省 国土地理院
企 画 部 長

測 量 機 種 登 録 通 知 書

年 月 日付けで登録申請のあった下記の測量機器は、国土地理院測量機種登録事務
処理要領第 5 条により、測量機器性能分類の下記の級別に適合するものと判定し、測量機種登
録台帳に登録したので通知する。

記

1. 登録年月日 年 月 日
2. 登録番号 No.
3. 登録機種名
4. 申請者名
5. 製造会社名
6. 級別性能分類
7. 特記事項

申 請 者 殿

国土交通省 国土地理院
企 画 部 長

測量機種登録申請について（回答）

年 月 日付けで登録申請のあった下記測量機種は、国土地理院測量機種登録事務処理要領第 4 条 により審査を行ったところ、下記の理由により不適合と判断したため、測量機種として登録できないので通知する。

記

1. 申請機種名
2. 申請級別性能分類
3. 不適合の理由

国土交通省 国土地理院
企 画 部 長 殿

申請者住 所
会 社 名
代表者名

測 量 機 種 変 更 登 録 申 請 書

下記の測量機器について、登録事項を変更したいので必要書類を添えて申請します。

記

1. 登録済み機種

- (1) 登録機種名
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日

No.

年 月 日

2. 変更事項及び理由

3. 特記事項

申 請 者 殿

国土交通省 国土地理院
企 画 部 長

測 量 機 種 変 更 登 録 通 知 書

下記の登録済み測量機種について、測量機種登録台帳の登録事項を変更したので通知する。

記

1. 登録済み機種

(1) 登録機種名

(2) 登録番号

No.

(3) 登録年月日

年 月 日

2. 変更事項及び理由

3. 特記事項

申 請 者 殿

国土交通省 国土地理院
企 画 部 長

測 量 機 種 登 録 取 消 通 知 書

下記の登録済み測量機種について、測量機種登録台帳から削除したので通知する。

記

1. 登録を取り消した機種

(1) 登録機種名

(2) 登録番号

No.

(3) 登録年月日

年 月 日

2. 登録取消し年月日

年 月 日

3. 登録取消し理由